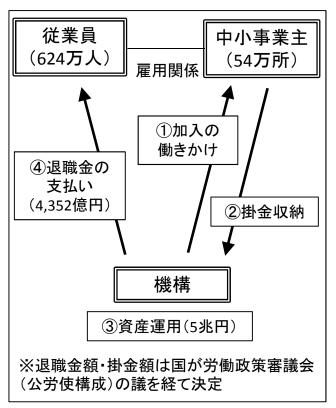
行政改革推進会議 独立行政法人改革等に関する分科会 第二ワーキンググループ 説明資料

勤労者退職金共済機構

平成25年10月8日 厚生労働省

中小企業退職金共済制度は独立行政法人制度を活用して良好なパフォーマンスを発揮

中小企業退職金共済制度に求められるもの



- 1. 制度の安定性・継続性 長期(平均約10年)のサ イクル)、624万人の従業 員について、
 - ①加入の働きかけ→ ②掛金収納→③資産 運用→4)退職金支払 を一環して運営。
- 2. 給付の確実性 退職金は労働法制上、 賃金の一部であり、支払 が必須。

上手く活用

3. 資産管理の健全性 1の10年サイクル及び 2の給付の確実性の要請 を踏まえて、多額の資産を 安定的に運用する必要。

独立行政法人制度の目的

- 1. 国の政策の実施機関としての機能に特 化する
- (1)中期的視野に基づく政策の実施 国の定める政策を運用するに際し て、法人が中期計画を策定して具体的 に実施。
 - → 「制度の安定性・継続性」及び「資産 管理の健全性」の要請にマッチ。
- (2)国によるコントロール(制度履行の担保) 国が制度の大枠を定めるとともに、 ①法人の解散の制限、②役員の任命・ 解任等により、制度の実施を担保。
 - →「給付の確実性」及び「資産管理の健 全性」の要請にマッチ。
- 2. 業務の効率性と質の向上を図る

良好なパフォーマンスを発揮

624 万人

- 1. 被共済者(従業員)数
- △698 億円 → 1,351 億円
- (「給付の確実性」を反映して、利用が拡大

- 2. 累積剰余金(欠損金)

573 万人 →

(「資産管理の健全性」を反映して健全化

3. 国費(運営費)投入額

- 37 億円 15 億円 \rightarrow
- (業務の効率性の向上により、国費投入は縮小)
- ※ 第2期中期計画(平成20~24年度)の開始前後による比較

事務・事業の見直し案~退職金支給を着実に行うための見直し~

今回の事務・事業の見直し案

- 退職金支給をさらに着実に行うため、以下の見直しを検討
 - (1) 中退共のポータビリティの向上
 - ・ 企業間通算の申出期間等の延長(2年→3年)
 - 特定退職金共済(商工会議所等が実施)から中小企業 退職金共済への資産移換
- (2) 過去の閣議決定指摘事項の対応
 - 特定業種退職金共済の退職金不支給期間の短縮
 - 未請求退職金の発生防止のため、住基ネットの活用
 - ※ いずれも、事務・事業の見直しの一環として法律改正 を行うことが必要。

過去の組織見直しの実績

○ 行政改革によるこれまでの累次の指摘を 受け、必要な組織見直しはすでに実施

【過去実施した主な組織見直し】

- 建設業・清酒製造業・林業退職金共済 組合と中小企業退職金共済事業団の統 合(→勤労者退職金共済機構の設立)
- 各退職金共済の総務部門及び資金運用部門の統合
- 自社ビル売却、宿舎の国庫納付等

<参考1>独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)(抄)

【建設業退職金共済事業等】

○ 退職金支給要件である掛金納付月数の緩和を検討するとともに、利益剰余金の在り方について、厚生労働省及び勤労者退職金 共済機構において、外部有識者の意見も聴取しつつ検討する。

<参考2>独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)(抄)

【退職金共済事業】

(未請求退職金の発生防止)

○ 住基ネットの活用を検討する。

「民営化」及び「統合」の問題点

仮に民営化した場合は?

1. 法人のガバナンスの問題

- ①中期目標を定めることや、その評価 を通じた業務への国の関与が不可能となること、②役員を国が解任することは不可 能となる等、ガバナンスの確保に重大な 支障。
- 〇 民間法人の本質は「自由な経営」(憲 法第29条で担保)。指定法人であっても、 その判断に基づく事務事業の変更や解散 を法的に食い止められない。

仮に他の法人と統合をした場合は?

1. 法人のガバナンスの問題

- 中小企業退職金共済制度は、独力では退職金制度を持つことが困難な中小企業の従業員について退職金制度を措置するものであり、労働政策の重要な柱。公労使からなる労働政策審議会の議を経て政策を立案し、その実施を担保するガバナンスの体制を確保する必要。
 - → 巨大統合法人の一部門になった場合、当該法人に対し、複数のガバナンス体制が混在してしまう。

▮○ 中小企業基盤整備機構との統合について

- ・「<mark>退職金」は、</mark>就業規則に定めた場合は労働基準法の賃金とみなされ、**支払いの確実な** 実施は刑事罰を持って担保。「共済金」とは法的性質を異にしている。
- ・ 勤退機構は、中小企業に勤務する労働者への福祉事業を実施している【労働者向け】 のに対し、中小企業基盤整備機構は、中小企業の事業活動の活性化のための事業(中 小企業倒産防止共済等)を実施【事業主向け】。両法人の設立目的は全く異なっている。
- ・ 退職金は、中小企業の労働者の重要な労働条件であり、公労使から構成される労働政 策審議会を通じたガバナンスを確保。小規模企業共済制度に求められるガバナンスとは 大きく相違。

「法人の担う政策実施機能の最大限向上(政策目的の向上)」を損なう。

2. 法人の設立(出資等)の問題

- 勤退機構は、出資がない、社員がいないとの性格上、誰が出資又は寄付をするのか(財団法人とする場合)、誰が社員となるのか(社団法人とする場合)との課題。
- 〇 現在、中退共には出資金は存在しておらず、民間法人化に当たっては掛金を出資金に充てることとなると想定されるが、 退職金として支給すべき掛金を出資金と することについて、中小企業事業主や勤労者から大きな反発。

2. 事務運営の問題

- 624万人の従業員について、「加入→掛金収納→資金運用→退職金支払」のプロセスが現に進行しており、支障なく進めていく必要。
 - → 巨大統合法人の一部門となれば、理事長等役員の目が行き届かず、専門的・ 機動的な対応が困難。適切なマネジメントに支障。

┆○ 中小企業基盤整備機構との統合について

- ・ 中退共と小規模企業共済は加入資格、給付審査、共済金の支給等についても別々に 運用せざるを得ず、さらには契約者権利の保護の観点から区分経理・運用が必須。統 合による規模のメリットや効率性の追求は困難。
- ・ 仮に統合を実施したとしても、統合に係る費用(電算システムの再構築)や事務手数料等の負担がかえって増加。

「業務の効率と質の向上(行革効果の向上)」を損なう。